

小学校運動部活動指針改定について（概要版）

〔熊本市教育委員会〕

児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動について下記の改定を行う。

■ 小学校運動部活動のあり方検討

平成 31 年 4 月の施行に向け、校長、教頭、部活動主任、各部活動担当、体協、総合型地域スポーツ代表、保護者等をメンバーとした運動部活動検討委員会（仮称）を設置し、次の事項の検討・協議を行う。

- ・既存の運動部活動を現行のまま継続するかもしくは社会体育へ移行するか
- ・学校運動部活動及び社会体育に移行した場合の運営や指導方針（活動場所、日数、時間等）

※上記の検討にあたっては、子どもの運動の機会の保障を前提としつつ教員の負担軽減の観点にも配慮する。

■ 総合運動部の設置と活動〔H31.4月までに原則設置〕

運動の習慣化を図り、多くの種類の運動を経験し親しむための「総合運動部」を原則設置する。総合運動部の活動については、このねらいに鑑みて、活動内容や実施形態を工夫する。

■ 活動日、活動時間、練習試合〔H31.4 施行〕

活動日	週 3 日以内
休養日	週 4 日以上 土曜、日曜、祝日は原則休養日とする。 特に第 1 日曜は一切活動しない
活動時間 〔準備及び後片付けを含む〕	(平日) 1 時間 30 分以内 (休日※) 2 時間程度
練習試合	(範囲) 市域内
	(回数) 大会と合わせて月 2 回以内

※土日祝日の活動時間は必要がある場合

■ 大会への参加〔H31.4 施行〕

- (1) 小学校体育連盟の主催又は共催の大会ならびに市の主催事業のみに参加できることとする。
- (2) 小学校の運動部活動は、社会体育の大会への出場は行わないこととする。

■ 小学校運動部活動の社会体育への移行について

教育委員会は関係部局と連携し、指導者に関する情報提供の仕組みづくりや学校施設を利用する場合の許可基準の整理等に取り組むとともに、社会体育に移行した先行事例の紹介や課題解決に向けた相談・助言など移行に向けた取組を支援する。